

補聴器を販売する店舗・医療機関の皆さまへ

京都市聞こえの応援事業「対象の補聴器販売店」の開始・変更手続きについて

対象の補聴器販売店の要件に該当し、事業協力をいただける場合は、本事業の「対象の補聴器販売店」として掲載させていただくことが可能です。

新たに開始を希望される場合、既に対象の補聴器販売店として掲載されているが掲載情報の変更又は要件を満たさなくなった場合は、以下の手続きフォームから本市に御連絡をお願いします。

1 開始手続きについて

別紙を御確認いただき、「対象の補聴器販売店」の要件を満たし、本事業に御協力いただける場合は、開始手続きフォームから御連絡をお願いします。

フォーム送信後、2～3週間以内を目途に、「対象の補聴器販売店」としての開始可否を本市からご連絡させていただきます。本市から開始可能の連絡があるまでは、別紙「2①②」に記載している助成要件確認書への記入対応は行っていただけません。

【開始手続きフォーム】

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11851

※ 2～3週間を経過しても本市からの連絡がない場合は、恐れ入りますが
「3 本件に関するお問合せ先」まで御連絡ください。



2 変更手続きについて

「京都市聞こえの応援事業 対象の補聴器販売店一覧」に掲載中の情報に変更が生じた場合や「対象の補聴器販売店」の要件（別紙「1」参照）を満たさなくなった場合は、変更手続きフォームから御連絡をお願いします。

フォーム送信後、本市からの連絡はありませんが、2週間以内を目途に、掲載情報を更新しますのでご確認ください。

【変更手続きフォーム】

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11849

※ 2週間を経過しても掲載情報の変更が反映されていない場合は、恐れ入りますが
「3 本件に関するお問合せ先」まで御連絡ください。



3 本件に関するお問合せ先

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（聞こえの応援事業担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎4階

TEL. 075-222-3419 FAX. 075-222-3416

(令和8年7月27日)

(別紙)

京都市「聞こえの応援事業」における対象の補聴器販売店と御協力のお願い

1 対象の補聴器販売店の要件

京都府内の認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者による調整・販売を行う店舗・協力医療機関。

協力医療機関で補聴器の調整・販売をされている場合は、言語聴覚士による調整も可。

※ 協力医療機関とは、京都府内において、補聴器相談医又は補聴器適合判定医師を配置する医療機関のうち、本事業に協力することに同意いただいている医療機関です。

2 対象の補聴器販売店にお願いする事項

本事業での助成を希望し、購入を希望された方（以下、対象者という。）に対し、対象者の要件である「対象の補聴器販売店で補聴器を購入し、かつ調整を受けた方（購入前の試用期間を含む）」への対応として、次の①②を実施

① 対象者が補聴器を購入した場合、領収書の発行及び対象者が持参する「助成要件確認書」の「補聴器の購入」欄に記入

※ 領収書には、宛名（補聴器使用者本人の氏名）、補聴器本体の金額、購入物品の内容、日付、店舗名が記載されている必要があります。

② 補聴器を購入後又は試用期間中に補聴器の調整を行い、対象者が持参する「助成要件確認書」の「補聴器の調整」欄に記入